

板橋区臨任育成支援アドバイザー設置要綱
(令和8年2月6日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、学校現場において育児休業、病気休職等による正規教員の欠員や勤務軽減等による一時的な業務に対応する臨時の任用教員及び時間講師の育成支援をはかるため、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年板橋区規則第41号。以下「会計年度任用職員任用規則」という。）に基づき、臨任育成支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(アドバイザーの取扱い)

第2条 アドバイザーの取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(職務)

第3条 アドバイザーは、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 小学校（以下「担当校」という。）に勤務する臨時の任用教員及び時間講師（以下「育成対象教員」という。）への指導・助言に関すること
- (2) 教員の一時的な欠員にかかる代替授業に関すること
- (3) その他前各号に掲げる職務のほか、所属長の指示する事項に関すること

(設定数)

第4条 アドバイザーの設定数は、5人とする。

(任用)

第5条 アドバイザーは、次の各号に該当する者のうちから、選考により区長が任用する。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教諭普通免許状若しくは特別免許状（国語、数学（算数）、英語、理科、社会及び体育のいずれかの教科に限る）又は助教諭の臨時免許状を有する者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において、教育職員として勤務した経験年数が8年以上ある者
- 2 任用に当たっての選考の方法は、教育委員会事務局次長が別に定める。
- 3 会計年度任用職員任用規則第3条第4項の規定により、選考は公募によらないことができる。
- 4 アドバイザーの任用は、発令通知書（別記第1号様式）による。
- 5 アドバイザーの任用に当たり、勤務条件通知書（別記第2号様式）を交付する。

(任用決定者の提出書類)

第6条 アドバイザーとして任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票記載事項証明書又は住民票の写し
- (3) 各資格を証明するものの写し
- (4) 健康診断書
- (5) その他板橋区教育委員会事務局指導室長（以下「室長」という。）が必要と認める書類

(任期)

第7条 アドバイザーの任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとする。

2 区長は、アドバイザーの勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

(分限)

第8条 アドバイザーに対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の分限に関する条例（昭和35年板橋区条例第14号）の定めるところによる。

(懲戒処分)

第9条 アドバイザーに対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例（昭和35年板橋区条例第15号）の定めるところによる。

(服務)

第10条 アドバイザーの服務は、東京都板橋区処務規程（昭和44年板橋区訓令甲第2号）の定めるところによる。

(勤務時間等)

第11条 アドバイザーの勤務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 勤務日数は年間216日以内とし、月11日以上20日以内で学校長が定める。勤務日は、勤務する月の前月末までに、学校長が定める。

(2) 勤務時間は、1日につき6時間45分とする。

(3) 正規の勤務時間の割り振りは8時00分から16時00分までの間において、学校長が定める。

(4) 休憩時間は、学校長が定める。

2 前項に定めるもののほか、アドバイザーの勤務時間等に関することは、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年板橋区規則第40号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

(勤務場所)

第12条 アドバイザーの勤務場所は、区立小学校の中から室長が定める。

(休暇等)

第13条 アドバイザーの休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

(職務に専念する義務の免除)

第14条 アドバイザーにおける職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和35年板橋区条例第17号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）等の定めるところによる。

(給与及び費用弁償)

第15条 アドバイザーの給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第21号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第39号）の定めるところによる。

(公務災害補償等)

第16条 アドバイザーに対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(社会保険等)

第17条 アドバイザーに対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

(研修)

第18条 アドバイザーに対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(健康診断等)

第19条 アドバイザーの健康診断等については、東京都板橋区職員健康管理規則（昭和59年板橋区規則第10号）の定めるところによる。

(人事評価)

第20条 アドバイザーの人事評価については、板橋区人事評価規程（平成8年板橋区訓令

第20号)の定めるところによる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるものほか、この要綱施行に関し必要な事項は、室長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことできる。

発 令 通 知 書

(氏名)	
(所属)	
(発令内容)	
職 名	
任用期間	年 月 日から
	年 月 日まで
報 酬	
年 月 日	
発令権者 板橋区長	

勤務条件通知書

様		年 月 日
		事業場名称・所在地 任命権者職氏名
契約期間	期間の定め有り（※）（ 年 月 日～ 年 月 日）	
就業の場所		
従事すべき業務の内容		
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 勤務日数	
	2 始業・終業の時刻等 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）	
	3 休憩時間（ 分）	
	4 所定時間外労働の有無（有・無）	
	○詳細は、板橋区【職名】設置要綱第 条～第 条	
休 日	・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ）	
	・非定例日；週 月当たり 日、その他（ ）	
	○詳細は、板橋区【職名】設置要綱第 条～第 条	
休 暇	1 年次有給休暇 繰越； 日 付与日数； 日 ※詳細は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則のとおり	
	2 その他の休暇 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則のとおり	
報 酬	1 基本報酬・イ 月額（ 円）、ロ 日給額（ 円）、 ハ 時間額（ 円）、ニ その他（ 円）、ホ 就業規則に規定されている賃金等級等	
	2 諸手当の額又は計算方法 イ（ 手当 円／：計算方法： ） ロ（ 手当 円／：計算方法： ） ハ（ 手当 円／：計算方法： ） ニ（ 手当 円／：計算方法： ）	
	3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超（ ）%、所定超（ ）%、法定内（ ）% ロ 休日 法定休日（ ）%、法定外休日（ ）%、 ハ 深夜（ ）%	
	4 報酬締切日—毎月 日	
	5 報酬支払日—毎月 日	
	※その他（期末手当等）は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のとおり	
退職に関する事項	1 定年制（有・無） 2 自己都合退職の手続 ※東京都板橋区処務規程による 3 解職の事由及び手続 []	
	その他	
	・社会保険の加入状況 厚生年金：有・無 共済組合（短期組合員）：有・無 ・雇用保険の適用（有・無） ・その他（ ）	

※「契約期間」について「期間の定め有り」とした場合に記入

更新の有無	1 契約更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない ・その他（ ）]	
	2 契約の更新は次により判断する。 [・契約満了時の業務量・勤務成績、態度・能力 ・従事している業務の進捗状況・その他（ ）]	